

◆学校で予防すべき感染症について◆

学校において予防すべき感染症が発生した場合は、学校保健安全法第19条により、その感染症にかかった児童・生徒に対して、出席停止の措置をとるよう定められています。出席停止の期間は、欠席扱いになりませんので、医師の指示に従い、感染のおそれなくなるまで十分休養し、治療に専念してください。なお、出席停止の期間中は、感染防止のため、友達との接触は避けてください。

医師の判断により、感染のおそれなくなりましたら、医師記入の治癒証明書（※）を持って登校してください。

※インフルエンザについては治癒証明書の代わりに「インフルエンザ罹患報告書」が必要です。

新型コロナウイルス感染症については、書類は必要ありません。

感染症の種類と出席停止の期間の基準

最終改正年月日：令和5年5月8日

感染症の種類		出席停止の期間の基準	備考
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで。	第1種感染症 感染症法に規定された第1類感染症と2類感染症（結核を除く）であり、治癒するまで登校はできない。
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ、解熱した翌日から2日を経過するまで。	第2種感染症 飛まつ感染するもので、児童・生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いという特徴を持っている。
	新型コロナウイルス感染症	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した日の翌日から1日を経過するまで。	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。	
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。	
	風しん	発しんが消失するまで。	
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	第3種感染症 感染症のうち、学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるものが分類されている。

※第三種の「その他の感染症」については、学校医と相談の上、決定します。